

2026年度版

だん じょ きょう どう さん かく

男女共同参画社会へ

～佐賀市を、“ジェンダー平等あたりまえ都市”にする。～

みなさん、「条例」って知っていますか？

社会には、そこに暮らす人々が守る様々な「法」があり、そのトップが憲法です。

みなさんの学校にも、その学校で守る「校則」があるように、みなさんが暮らす佐賀市でも、そこに集う人々が守る「条例」という決まりがあります。

佐賀市で定められた数多くの条例のひとつに「佐賀市男女共同参画を推進する条例」があります。

ここでは、まず「男女共同参画」について学習し、性別にかかわらず一人ひとりがその個性や能力を発揮できるジェンダー平等あたりまえ社会をめざしましょう。



さあトピラを
開こう！



中学校 年 組

氏名

「らしさ」ってなんだろう？

次の絵を見て、
赤い吹き出しのセリフについて
考えてみましょう。
あなたなら、どんな返事や
声をかけますか？



ねえ、お兄ちゃん
手伝って。

ぼくは、
客室乗務員
になりたい
なあ。



将来はプロ野球
選手になりたい！



あの小物入れ
可愛かったから
買いたいな…

これまでに、「女の子だから～」「男の子だから～」って言われたことがありますか？

女の子なんだから、
お手伝いしなさい



男の子なんだから、
泣いちゃだめ

あなたが言われたこと、または（誰かに）言ったことを書きだしてみましょう。

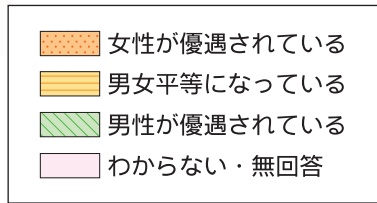
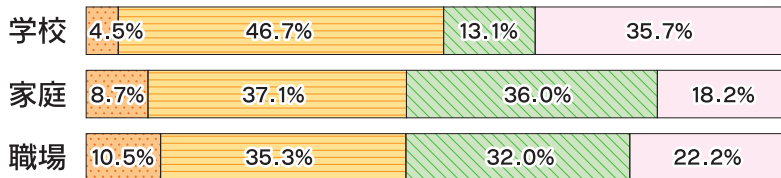


そのことについて、どう思いましたか？

男女は平等になっているの？

日本国憲法では「すべて国民は平等であつて、差別されない」となっていますが、学校や家庭、職場では、男女平等でしょうか？

佐賀市の方はこんな風を感じています。



(2024「男女共同参画に関する市民意識調査」より)

佐賀市の「条例」を見てみよう

みなさん、「男女共同参画社会」という言葉、知っていますか？

男女共同参画社会とは…

男女がお互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。(「男女共同参画社会基本法」前文より)



つまり…

誰もがその人らしく生きられる、お互いを尊重した社会です。

佐賀市では、一人ひとりがイキイキと暮らし、活力あふれるまちをつくるため、2008年に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」をスタートしました。ここでは、その条例の考え方について紹介します。



第3条 《基本理念：この条例の基本的な考えや目標を表すものです。》

1 男女の人権を尊重すること

「女だから」「男だから」という枠にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力を尊重します。



2 互いの「性」を理解し、尊重すること

一人ひとりの違いを理解し、みんなが心も体も健康であるように、思いやりの気持ちを持ちます。

例えば

- 性のあり方も色々。
みんな違う。それでいい。
- 身体とちがう生き方をする
- 性別にこだわらない
- 結婚する、しない
- 子どもをもつ、もたない



……など



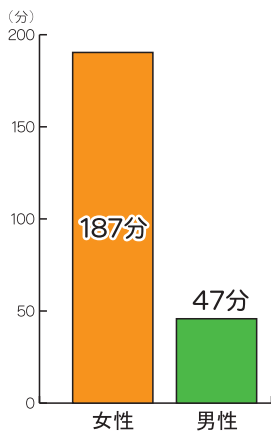
3 家庭生活と仕事などを両立すること

家庭のことも、地域の活動を行うことも、仕事も、一人ひとりが責任をもち、家族がお互いに助け合っ
て、心地よくそれぞれのバランスをとった生活を送ります。

1日のうちで家事（育児や介護も含む）にかかる時間
は、全国平均で **女性204分、男性51分と男女
でかなりの差があります。**

また、佐賀県は、男性の家事時間が全国で41位です。

佐賀県の家事時間



男性の家事時間

1位	新潟県	59分
2位	埼玉県	57分
3位	香川県	56分
⋮		
41位	佐賀県	47分
41位	兵庫県	47分
43位	富山県	46分
43位	福岡県	46分
43位	宮崎県	46分
46位	青森県	45分
47位	石川県	36分

2021 総務省「社会生活基本調査」より

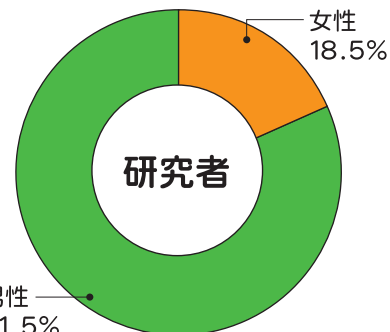


あなたの家庭では、どんな仕事を、誰が、どれくらいの時間していますか？

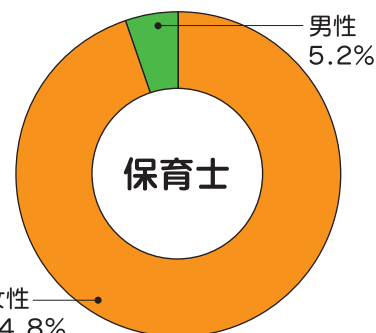
何を	食事の準備	掃除	洗濯		
誰が					
何分					

4 性別にかかわらずあらゆる可能性にチャレンジできる

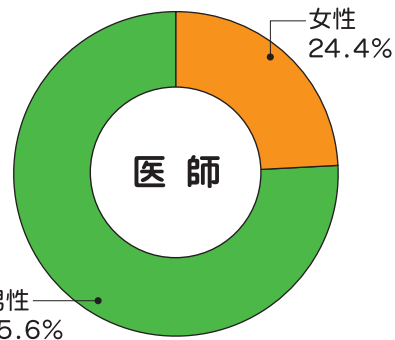
社会の習慣やならわしに影響されることなく、やってみたい仕事や夢など、「女」「男」という性別に関係なく自由にチャレンジすることができます。



2024総務省「科学技術研究調査」より



2024こども家庭庁「保育士登録者数」より



2024厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より

将来なりたい職業や興味をもっている職業はなんですか？
性別にこだわらず、自分がやりたいことや夢について考えてみましょう。

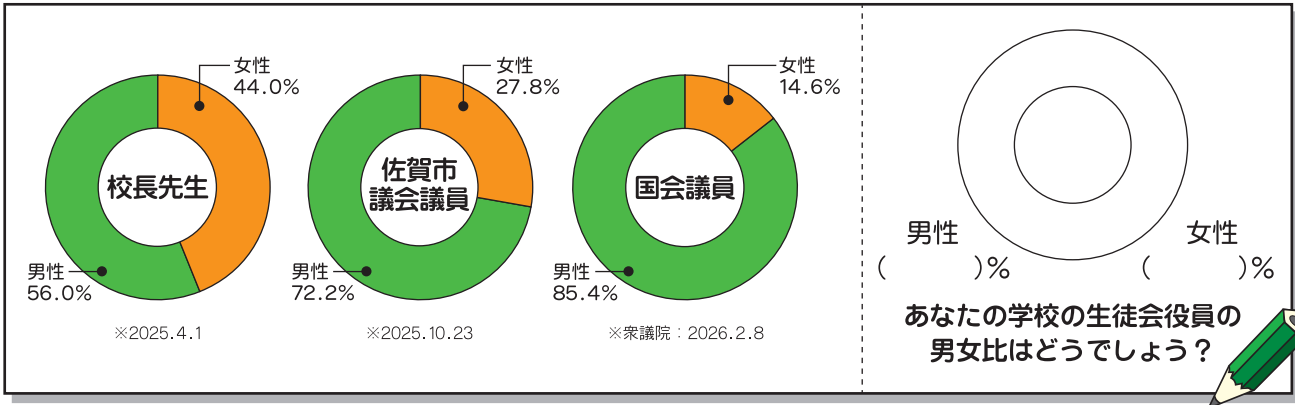


5 男女が一緒に考え、決定すること

大切なことを決める時は、
みんなで一緒に考え、責任
をもって行動します。



下のグラフは、佐賀市立小中学校の校長先生と佐賀市議会議員と日本の国会議員の男女比です。

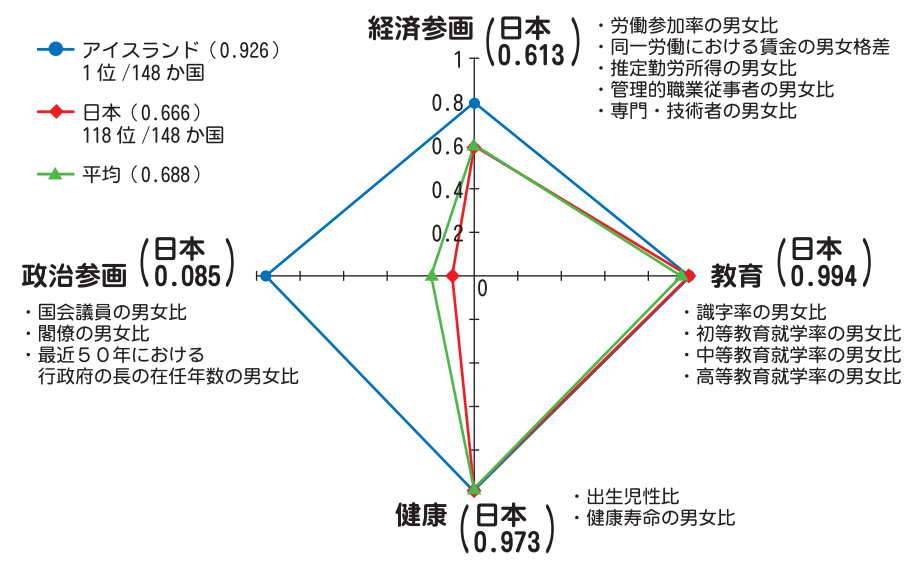


6 国際社会の動きを知り、行動すること

世界各国と協力して、男女がともに
活躍できる社会づくりを進めます。



〈ジェンダーギャップ指数2025〉



順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2025」より内閣府が作成。
ジェンダーギャップ指数とは男女格差の度合いを示す指数です。0が完全不平等、1が完全平等を表しています。
日本では特に経済と政治の分野で格差が大きくなっています。

第4～8条 《責務：それぞれの役割を決めています。》

**市、市民、事業者、地域の人、教育に携わる人が
一緒になって、男女共同参画の推進に取り組みます**

[※事業者…p8 参照]

それぞれの人が、それぞれの立場に立って行動します。



自分の家や学校、地域の中で、あなたができることは何でしょう？



★家族とも話し合ってみましょう★

第9～10条 《禁止行為等》

性別による権利侵害を禁止します

性別を理由に差別したり、性的ないやがらせを
したり、異性に対して暴力をふるったりしては
いけません。



※暴力を使って相手を思い通りにする（支配する）こと
をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。
恋人同士のDVはデートDVと呼ばれています。



広告やポスターなどで、いやらしい表現を
するのはやめましょう。

第11～17条 《施策等：市が行う事業や仕事について定めています。》

佐賀市は、男女共同参画を進めるための計画をつくり、様々な取組や支援を行います

佐賀市の取組のひとつとして、毎年4月14日を「パートナーデー」と決めました。日ごろ、お世話になっている人に感謝の気持ちを伝えましょう。感謝の言葉がみんなの笑顔を生み出します。4月14日は感謝を形にする素敵なチャンスです!!

4.14 パートナーデー



第18条 《相談の対応》

困ったことがあったら、相談してください

佐賀市では、セクハラや性別によって差別を受けたりした場合に相談できる、専門の窓口があります。

友達のこと、学校のこと、家のことなど、
困ったことがあったら、いつでも相談してください。秘密は守られます。



こどもの人権110番

[虐待やいじめのこと]

☎ 0120-007-110

月～金 8時半～17時15分

心のテレホン

[小・高校におけるすべての悩みを受け止めます]

☎ 30-4989

24時間 365日

ヤングテレホン

[非行や犯罪被害などの悩み]

☎ 0120-29-7867

月～金 8時半～17時15分

いじめホットライン

[いじめに関すること]

☎ 27-0051

24時間 365日

チャイルドライン

[何となく誰かと話したい時(18歳まで)]

☎ 0120-99-7777

毎日 16時～21時

※12月29日～1月3日は休み

男女共同参画相談

[性別で差別されたこと]

☎ 40-7014

月～金 8時半～17時

子ども電話・メール相談

[学校生活や家庭生活のこと]

☎ 29-3594

kodomosoudan@city.saga.lg.jp

月～金 10時～17時

第19～20条 《審議会》

男女共同参画について、みんなで話し合うための会議(男女共同参画審議会)をつくりました

男女共同参画をすすめるために、いろいろな方から意見をきくための会議を設けています。佐賀市の方針を決める時には、男性の意見も女性の意見も、多様な意見を取り入れることが大切です。

★このパンフレットを作成する際に、「男女共同参画審議会」から意見をいただきました。



条文を読んでみよう

佐賀市男女共同参画を推進する条例

※実際の条文ではなく、中学生向けにわかりやすく言い換えています。

日本国憲法には、人は誰でも尊重されるべきもので、法の下で平等であると書かれています。日本では、男女が平等である社会にむけて、世界の動きにも合わせた積極的な取組が行われてきました。また、男女共同参画(※1)社会基本法などが定められ、男女がともに参画できる社会にむけて様々な取組が行われてきました。

佐賀市でも、男女共同参画社会の実現を目指し、4月14日を「パートナーデー」として活動を行うなど、市民と一緒に取り組んできました。

しかし、「男は、こうあるべきだ」「女は、こうあるべきだ」と性別で役割を決め付けてしまう考えや、これをもとにした社会の慣習(※2)は、まだ残っています。これを解消し、私たち一人ひとりが、また未来を担う子どもたちが、活力ある社会を一緒につくっていくには、男女が互いを認め合い支え合いながら一緒に力を合わせて、男女がともに参画できる社会をつくっていくことが重要です。

こうしたことから、私たちは男女共同参画社会をつくることを決意し、自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくため、この条例(※3)をつくりま

※1 「参画」とは、グループに加わるだけの「参加」と違い、メンバーの一員として考えたり、決めたりすることに積極的に加わっていくことです。

※2 慣習とは、昔から行われてきて、それが決まりのようになっているやり方のことです。

※3 条例とは、県や市町村がつくる決まりのことです。

第1章 全体を通じた決まり

【条例の目的】

第1条

この条例は、社会のいろいろな分野に男女がともに参画していくための柱となる考えを定め、市と市民などがそれぞれ受け持つ責任を明らかにします。そして、市が行う仕事を定め、実行し、男女共同参画社会をつくっていくことを目的とします。

【言葉の意味】

第2条

この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画社会

男女が性別にかかわらず、社会の対等な一員として、いろいろな分野に自分の考えと責任をもって参画できる社会。

(2) 積極的改善措置

男女で扱われ方が違うことをなくすために、不利になっている方に対し、参画するためのチャンス積極的に与える方法。

(3) 市民

市内に住んでいる人や、市内の学校や職場に通っている人。

(4) 事業者

市内で営んでいる会社や商店、団体などのこと。

(5) 自治組織等

市内において、地域の人達で構成され、活動する団体などのこと。

(6) 教育に携わる者

市内において、家庭、学校、社会などの分野で教育にかかわる人。

【基本的な考え】

第3条

この条例では、つぎのことを基本的な考えとします。

- (1) 男女とも、一人ひとりの人間として尊重されること。
- (2) 男女が、お互いに健康で、自分の人生を自分で決めることができるようにすること。
- (3) 男女がお互いに協力し、子育てや介護のことを含めて家庭のことについては家族の一員として責任を持ち、その役割をしっかり果たしながら、仕事をすることも、社会でやりたいこともできるようにすること。
- (4) 社会の慣習が、私たちがやりたいことを決める時に、性別を理由に自由に選べないということがないようにすること。
- (5) 市や事業所などが、仕事の計画や方針を考えたり、決めたりする時に、男女が社会の対等な一員として、一緒に参画できるチャンスを与えること。
- (6) いろいろな分野に男女と一緒に参画できる社会づくりは、世界の国々と一緒に取り組んでいくこと。

【市の責任】

第4条

市は、第3条に書いている基本的な考えのもとに、男女共同参画をすすめるための仕事（積極的改善措置を含めて考えます）を、全体的な視野にたって計画的に行わなければなりません。

- 2 市は、男女共同参画を進める際には、未来を担う子どもを含む市民の意見を大切にし、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と協力します。
- 3 市は、男女共同参画を進めるために必要な予算を組まなければなりません。



【市民の役割】

第5条

市民は、家庭、学校、職場、地域などで、男女共同参画が進むように努力し、男女共同参画について理解を深めるという役割があります。

- 2 市民は、市が行う男女共同参画を進めるための仕事に協力するよう努力します。

【事業者の役割】

第6条

事業者は、そこで働いている人が、性別に関わりなく参画でき、また仕事と家庭生活を両立できるよう、働きやすくするための工夫をする役割があります。

- 2 事業者は、市が行う男女共同参画を進めるための仕事に協力するよう努力します。

【自治組織等の役割】

第7条

自治組織等は、地域を支えるという重要な役割があることから、地域活動を行う際には、男女共同参画を進めるための取組を積極的に行う役割があります。

- 2 自治組織等は、市が行う男女共同参画を進めるための仕事に協力するよう努力します。

【教育に携わる者の役割】

第8条

教育に携わる者は、教育が男女共同参画を進めるにあたって重要な役割を果たすことから、教育を行う際には、男女共同参画が進むように努力するという役割があります。

- 2 教育に携わる者は、市が行う男女共同参画の仕事に協力するよう努力します。



第2章 男女共同参画を進めることを 阻止する行いの禁止

【性別により、人の権利を傷つけることを禁止する】

第9条

私たちは、どんな場合でも、性別により差別した扱いをしてはいけません。

2 私たちは、どんな場合でもセクシュアル・ハラスメント（※4）を行ってはいけません。また男女の間で、体に暴力を振るったり、相手の気持ちを傷つける言葉を使ったりしてはいけません。

※4 いやらしいことを言ったり、したりして、相手にいやな思いをさせたり、相手に迷惑をかけたりすること。

【情報を人に伝えるときに気をつける】

第10条

私たちは、ものごとを多くの人に伝えるときには、性別によって役割を決めつけたり、男女の間での暴力につながってしまうかもしれない表現やいやらしい表現は使わないようにしなければなりません。

第3章 男女共同参画を進めるための 柱となる市の仕事

【計画をつくる】

第11条

市長は、男女共同参画の仕事を進めるために柱となる計画をつくらなければなりません。

2 市長は、計画を作る時や変更する時は、佐賀市男女共同参画審議会に相談するだけでなく、市民や事業者などの意見を聴くようにします。

3 市長は、計画を作ったり変更した時は、すぐに発表します。

4 市長は、毎年計画の進み具合を発表します。

【理解を深めるための取組】

第12条

市は、男女共同参画を進めるにあたって、市民や事業者等に理解を深めるための啓発活動を行います。

【情報を集め、必要な調査をする】

第13条

市は、男女共同参画を進める仕事をするにあたり、必要な情報を集め、また調査や研究を行います。



【市民を支援する】

第14条

市は、市民が男女共同参画を進めるための活動を行えるように一緒に取り組むようにし、また情報提供などを行います。

2 市は、男女が家庭での生活と仕事などを両立することができるように、その支援に努めます。

【事業者を支援する】

第15条

市は、事業者が男女共同参画を進めるために必要な情報提供などを行います。

2 市は、家族で営んでいる事業者に対して、男女が個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、経営の決定に参画する機会がもたれるように必要な支援を行います。

【自治組織等を支援する】

第16条

市は、自治組織等が男女共同参画を進めるために必要な支援を行います。

【教育に携わる者を支援する】

第17条

市は、教育に携わる者が男女平等教育を行ったり男女共同参画を進めるために、必要な支援を行います。

第4章 男女共同参画に関する意見 及び相談

【市は苦情や相談を受け付ける】

第18条

市長は、市が行う行事や仕事に関して、市民から意見や相談を受けた場合には、きちんと対応します。

2 市長は、セクシュアル・ハラスメントなどの性別による差別的扱いを受けた人から申し出があった場合には、他の機関と一緒に適切に対応します。

第5章 男女共同参画審議会

【審議会をつくる】

第19条

男女共同参画に関することを専門的に調べ、話し合い、市にアドバイスするための佐賀市男女共同参画審議会（このあと「審議会」と言い換えます）をつくります。

2 審議会は、次のことについて話し合い、市に対して意見を出します。

- (1) 男女共同参画を進めるための市の計画を作ったり、変更することについて。
- (2) 市の行事や仕事に対して意見が出されたことについて。
- (3) 市長から男女共同参画に関して意見を求められたことについて。

3 審議会は、男女共同参画を進めるために、市長に意見を述べるができます。

【組織について】

第20条

審議会は、委員15人以内で構成します。

2 委員は、男女共同参画に関して詳しい人の中から選ばれます。

3 委員の構成は、男女どちらかの性が偏ってはいけません。

4 委員になっている期間は2年とします。ただし途中から加わった委員は、前の委員が残した期間だけ、委員になります。

5 この条例で定めたこと以外で、審議会を行う上で必要なことは、規則で決めます。

第6章 その他の取り決め

【その他のこと】

第21条

この条例に定めたこと以外で、この条例を行う上で必要なことは、市長が別に定めます。

この条例に書いてあることは、2008年4月1日から実施します。



第5次佐賀市男女共同参画計画

(計画期間：2026年度～2030年度)

～佐賀市を、“ジェンダー平等あたりまえ都市”にする。～

子育てしたい、働きたい、その気持ちに性別の違いはなく、すべての人が、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を図ります。計画の内容は佐賀市ホームページをごらんください。



男女共同参画社会をつくること。

それは、イキイキした佐賀市をみんなと一緒につくっていくことです。

この冊子について、また男女共同参画について、何か分からないことや意見があるときは、下記に連絡してください。



佐賀市男女共同参画課

☎ (0952) 40-7014

✉ danjo@city.saga.lg.jp



[作成協力] 佐賀市男女共同参画審議会 [イラスト] 大江登美子

2026年3月発行

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。